（地　図）

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～十六南極特別保護地区	（略）
第十七南極特別保護地区	一～五　（略） （削除）

別表第六　南極特別保護地区ごとの要件（第十二条関係）

南極特別保護地区	要件
第一～十六南極特別保護地区	（略）
第十七南極特別保護地区	一～五　（略） 六　当該地区の直上空域にあっては、次の表の上欄に掲げる航空機ごとに、下欄に掲げる空域を飛行しないこと。

単発式の回転翼航空機	地表から高度七百五十メートル以下の空域